



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 令和 8年 3月 定例会（第1回） 03月24日－04号

P. 223 17番（大原裕貴君）

◆17番（大原裕貴君）＝登壇＝議員提出議案第16号、監査請求に関する決議について、賛成の立場で討論いたします。

本件は、違法性の有無を断定するためのものではなく、芦屋市の一連の対応が、地方自治法の趣旨に照らして適正に事務執行されていたかを検証するためのものであると理解をしています。これは、監査の守備範囲に合致する点であると考えています。

また、一連の事業につきましては、当局の説明を踏まえてもなお、適正に事務執行が行われていたと確信を持つには至りません。議会としての調査権をこの間使ってまいりましたが、それを尽くしてもなお明確にならない部分について、監査委員による客観的な評価を求めることは妥当性があると考えます。

ほかにその評価を行う方法があるのではないかという点については、この議案が提出された以上は論ずるところではなく、この議案が今現在において行うべきか否かで判断をするべきものであると考えています。

議会から監査請求を行うことは、地方自治法で定められた、認められた立派な議会対応であり、調査の一種であると考えています。

監査の範囲については、監査委員の独立性を重んじ、あえて過度に具体化をしていないという理解をしています。委員会の中での議論がありましたが、それはあくまで提出者の問題意識として示された参考的な争点であって、監査範囲を限定するものではありません。監査委員において、こうした議論も参考にしながら監査内容を具体化し、監査が行われるものであると考えています。

監査結果の活用については、議案を提出しているこの時点で断定的に論じるべきではないと考えています。市政において一定の影響力を持つ議会が議案を提出する際に、その活用方法を事前に明言してしまうということは、監査委員に与えられている中立性や独立性に影響を与える可能性があるためです。

仮にこの監査委員の監査によって、事務執行に問題がないと判断をされたとしても、議会の調査をとがめるものではないと考えております。

以上で賛成討論とします。